家庭援護事業のご案内

家庭援護事業とは?

障害児者のいる家庭の負担の軽減や障害児者の生活向上を目的としています。 友人や近隣の方等にボランティア(本事業では「家庭奉仕員」と称します)として 登録してもらい、自宅や公園、公共施設等で障害児者の預かりや見守り・介助・遊び 相手などを行う身近な地域での支え合い活動です。

1 ご利用いただける方

横浜市に在住の障害児者を養育しているご家庭

- ・年齢や特定の障害に限定するものではありません。
- ・利用にあたっては、福祉活動団体を通じた登録が必要です。 (年度途中の登録も可能です。所属されている団体にご相談ください)

2 家庭奉仕員として活動いただける方

横浜市に在住の年齢18才以上の方

- ・活動経験や資格などの要件はありません。
- 家族や親族などの登録はできません。
- ・利用にあたっては登録が必要です。(年度途中の登録も可能です)

3 活動内容

例えば次のような内容です。

- ・通院、学校行事、冠婚葬祭などの際の自宅もしくは奉仕員宅での預かり、見守り
- ・学校や保育園、病院などへの送迎
- ・生活向上のための遊び相手、学習指導など
- ・余暇活動(スポーツ、カラオケ、音楽)
 - |・保護者の方の就労を維持、継続することを目的とした利用はできません。

4 活動時間

30分単位としています。

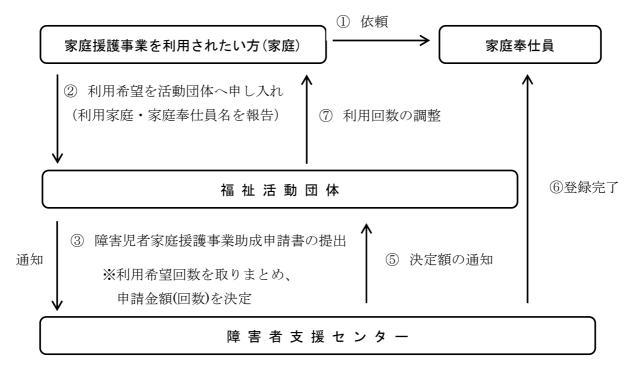
5 助成金額(家庭奉仕員への支払い)

令和6年度(4月1日)より

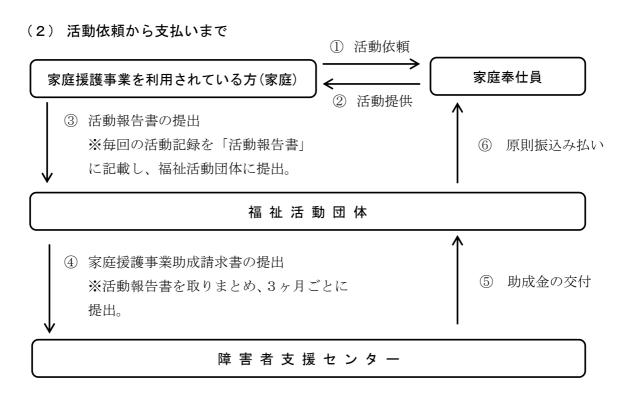
- 1時間800円、30分400円
- ※3カ月ごとに福祉活動団体から提出される請求書(活動報告書)に基づき、福祉活動団体に対して支払います。家庭奉仕員への支払いは福祉活動団体より行います。

6 しくみと流れ

(1) 登録手続きから決定まで



④ 申請団体の年間助成額(年間利用限度回数)の決定



7 その他

- ・複数の家庭奉仕員の登録および利用は可能です。
- ・利用あたっては、事業の趣旨、目的をご理解いただき、原則どおりの適正利用をお 願いします。

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター TEL681-1211